

受命裁判官認印

受命裁判官認印

第5回弁論準備手続調書（和解）

事件の表示 平成31年(ワ)第107号
期日 令和元年10月15日午後3時00分
場所等 広島地方裁判所民事第2部準備手続室
(電話会議の方法による)

受命裁判官 高島義行

受命裁判官 塚本友樹

裁判所書記官 大西顕範

出頭した当事者等 原告代理人 風呂橋誠

同 吉田修一郎

同 工藤勇行

同 山本一志

被告代理人 山崎健介

被告復代理人 宇田明日香

(上記両名 03-6257-1788)

当事者の陳述等

当事者間に別紙のとおり和解成立

裁判所書記官 大西顕範

(別紙)

第1 当事者の表示

広島市中区鉄砲町1番20号

原 告	特定非営利活動法人消費者ネット広島
同 代 表 者 理 事	木 村 豊
同 訴訟代理人弁護士	風 呂 橋 誠
同	吉 田 修 一 郎
同	山 本 一 志
同	根 石 英 行
同	長 井 貴 義
同	大 村 真 司
同	工 藤 勇 行
同	森 友 隆 成
同	清 水 正 之
同	今 岡 慶 太 郎

広島市東区牛田新町四丁目8番40-201号

被 告	株式会社西本ハウス
同 代 表 者 代 表 取 締 役	山 成 俊 文
同 訴訟代理人弁護士	山 崎 健 介
同	田 村 吉 央
同	堀 池 典 子
同	成 嶋 悠 子
同 訴訟復代理人弁護士	宇 田 明 日 香

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、平成31年2月5日付け訴状記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、被告が消費者との間で工事請負契約を締結するにあたり、工事請負約款（以下「約款」という。）の条項中、別紙1記載の各条項を内容とする意思表示を今後一切行わないことを約束する。
- 2 被告は、原告に対し、約款の条項中、別紙1記載の各条項を修正し、別紙2記載I及びIIIの各条項に変更すること並びに同記載IIの条項を新たに設けることを約束する。
- 3 被告は、原告に対し、別紙1記載の各条項が記載された約款等取引書類を廃棄することを約束する。
- 4 被告は、原告に対し、その取締役及び従業員らに対し、第1項ないし第3項記載の事項を周知させ、第1項の意思表示を行わないよう適切な措置を講じることを約束する。
- 5 被告は、原告に対し、被告が既に工事請負契約を締結していた消費者との間で別紙1記載の各条項の適用が問題となった場合、消費者契約法及び本和解条項の趣旨に沿って、適切な対応をとることを約束する。
- 6 原告及び被告は、本和解条項に定めるもののほか、他に何らの事項についても合意していないことを相互に確認する。
- 7 原告は、その余の請求を放棄する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別紙1)

I 約款第15条第7項

工事目的物等の滅失毀損が、本条に基づく瑕疵であるか否かの点について争いがある場合、甲及び乙は一般社団法人日本公正技術者協会に瑕疵該当性の判断をすることを申し出ることができる。甲及び乙のいずれかより、本項の申し出がなされた場合、甲及び乙は一般社団法人日本公正技術者協会の瑕疵該当性に関する判断にしたがうものとする。

II 約款第21条本文

甲又は乙が、第19条又は第20条に基づいて本契約を解除したときは、甲は違約損害金として工事請負契約書第2条の請負代金の総額の5%を乙に支払うものとする。

以上

(別紙2)

I 約款第15条第7項

工事目的物等の滅失毀損が、本条に基づく瑕疵であるか否かの点について争いがある場合、甲又は乙は、一般社団法人日本公正技術者協会に瑕疵該当性の判断をすることを申し出ることができる。

II 約款第19条第3項

前2項に基づく解除がなされた場合において、着工部分がある場合、着工部分について、甲は現状のまま引渡しを受けるものとする。この場合において、乙は、工事出来形に相当する実損額及びこれに対応する諸経費を甲に対して請求することができる。ただし、着工部分に瑕疵がある場合には、この限りではない。

III 約款第21条

乙が第20条に基づいて本契約を解除したときは、乙の甲に対する損害賠償請求は妨げられない。また、着工部分については現状のまま甲が引渡しを受けるものとし、甲は前記の損害賠償に加えて、工事出来形に相当する実損額及びこれに対応する諸経費を合算して乙に支払うものとする。ただし、着工部分に瑕疵がある場合には、この限りではない。

以上

これは正本である。

令和元年10月30日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 大 西 頤 範

